

第26回チャリティーゴルフ大会開催



9月23日萩・石見カントリー倶楽部において第26回チャリティーゴルフ大会を行いました。当日は、秋晴れ!絶好のゴルフ日和となりました。総勢46組175名の方々が本大会に参加し、腕前を存分に発揮するとともに会員相互の親睦を深めることができました。

本大会の開催に際しては、大同生命保険(株)山陰支社様、AIG損害保険(株)山陰支店様、アフラック生命保険(株)島根支社様、(株)メイワ様の協賛を頂きました。また、チャリティーホールでは、アフラック生命保険(株)様のご協力を得て「がんの子供を守る会のアフラックペアレンツハウス」基金へ寄付させて頂きました。寄付を頂いた皆様の温かい気持ちに感謝いたします。

本大会の開催にご協力を頂いた関係各位に感謝申し上げますとともに計画から実施までを担当した実行委員の皆様大変ありがとうございました。



益田市社会福祉施設協議会へ募金

10月3日ゴルフ大会参加費の一部を歳末たすけあいで在宅高齢者・障害者へのお見舞金の一部として 益田市社会福祉協議会(会長 末成 弘明氏)へ贈呈しました。







令和5年度 市民公開講演会

~植木理恵氏の講演会、376人が参加~

10月21日(土)グラントワ大ホールおいて、令和5年度市民公開講演会を行いました。

講師には、心理学者・臨床心理士・心理評論家 植木理恵氏をお招きして「本当の自分を見つけてハッピーに」について講演を頂きました。講演は、本当の自分を見つけること(知ることが)必要、人それぞれ生まれ持った「個性(気質(内向的・外交的))」があり、その「個性(気質)」の部分を変えることは難しいため、それを否定したり、責めることなく自分の「個性(気質)」を受け入れて良い部分を大切に伸ばして行くことが重要。また、周囲の人の「個性(気質)」にも目を向けて、周囲の人の「個性(気質)」を尊重することや情緒の安定性のタイプ(CEDB)を来場者に問い掛けながら講演が行われました。本講演を通じて植木氏の専門的な見地から本当の自分を好きになることがハッピーに生きるコツなど大変貴重で興味深いお話を拝聴することができました。



















◆税金コラム◆

書面添付制度について

皆様は、税理士法第33条の2第1項に基づく書面添付制度をご存じでしょうか?

簡潔に言いますと、税理士又は税理士法人が税務申告書の作成に関して、計算・整理した事項、顕著な増減の理由、会計処理方法、相談に応じた事項、その他総合所見等を記載した書面を申告書に添付できるという制度です。これは、税務当局が税理士の立場を尊重し、税務執行の一層の円滑・簡素化を図ることを目的としています。また、納税者のメリットとしては、税務調査の対象になる前に税務当局から税理士への意見の聴取が行われ、問題がない場合には税務調査が省略されることがある点です。ただし、我々税理士がこの書面に虚偽の記載をした場合には税理士法違反で罰せられ、数ヶ月の業務停止や最悪資格はく奪といった厳しい処分があります。これがこの制度がなかなか普及しない要因にもなっています。そして、この制度は納税者の経理担当者のスキルも重要です。日頃は、縁の下の力持ち的な存在であります経理に携わる方々が、毎日粛々と会社を守るために適時適正に記帳することから始まるからです。

税のオピニオンリーダであります法人会会員で、この制度をまだ未実践の企業様には、適正な会計、税務 申告の証として是非ご検討頂き、地域社会へ一層ご貢献されますことを心から願っております。

> 益田法人会 前会長 税理士法人竹内会計 会長 竹内 優機



「みどりのカーテン」事業~ゴーヤ写真コンテスト開催」~

社会貢献活動「みどりのカーテン」事業は今年で15年目を迎えました。今回は約140の事業所・個人の 方々にゴーヤ苗を配布し、写真コンテストへは56社(個人を含む。)のご応募を頂きました。応募作品は、 各事業所・個人の皆様が小さな苗の段階から大切に育てた素晴らしいゴーヤカーテンの作品が多数寄せられ ました。

応募作品の選考は、益田税務署のご協力を得て益田法人会 会長賞、最優秀賞、優秀賞、社会貢献委員会賞を選考しました。選考結果は、以下のとおりです。猛暑が続く近年、主旨にご賛同頂いた多くの事業所・個人の皆様のお陰で本年も無事にゴーヤ写真コンテストが開催できましたこと心より感謝申し上げます。また、ご協力を頂いた関係各位にお礼を申し上げます。作品は、益田市役所1階ロビーにおいて、9月19日~9月29日までの間、展示会を行い多くの市民の皆様に見て頂くことでエコ活動の輪を広げていきたいと思います。

【入賞】

- ① 会 長 賞 ㈱翠祥堂島根店
- ② 最優秀賞 カットハウスドリーム、豊田賀嗣、田原資材㈱
- ③ 優秀賞 福原道夫、侑羽柴商事、ソコロシステムズ㈱、石見空港ターミナルビル㈱、岩本勇、川崎審爾、田中百合子、島根県農業協同組合、レフティーズ・レザークラフト、

松が丘病院 正光会 ディケアにじいろ

④ 社会貢献賞 (税)竹内会計、大石輝介、野間美智恵

【参加賞】

森本建設㈱、㈱丸田、椋木理穂、大谷理容所、河野奈穂子、侚水津酒場、福原民枝、藤井弥生、増野幸枝、大建コンサルタント㈱、中西公民館、和田恵美、原妙子、山陰パナソニック㈱、安野産業㈱、明星保育園、㈱藤井測量設計、イワタニ島根㈱、特別養護老人ホーム 星の里、丸共建材㈱、北陽電気工事㈱、珈樹、島田重満、㈱和﨑自動車、小規模多機能ホーム すみよし、益田重機運輸㈱、ヤマハ環境開発㈱、㈱メイワ、齊藤真弓(日本生命)、斉藤弘子(日本生命)、永戸かおり(日本生命)、稲田恵(日本生命)、野村幸子、石川美穂、やまねお出かけ介護タクシー、朱山酒店、アルソアおおたに、和田真紀、澤江令子(敬称略・順不同)

●●● ゴーヤ写真展示の様子 ●●●













最優秀賞 ・・・・ カットハウスドリーム



優秀賞・・・・福原道夫



石見空港ターミナルビル㈱



田中 百合子



松が丘病院 正光会 ディケアにじいろ



社会貢献賞

・・・・ (税) 竹内会計



豊田 賀嗣



有羽柴商事



岩本 勇



島根県農業協同組合



田原資材㈱



ソコロシステムズ㈱



川崎 審爾



レフティーズ・レザークラフト



大石 輝介



野間 美智恵



第39回法人会全国大会「群馬大会」

10月18日、群馬県県高崎芸術劇場にて第39回法人会全国大会が開催され出席させて頂きました。前日17日に萩・石見空港から羽田空港に移動し、東京新橋に前泊を致しました。

翌日18日に東京駅から新幹線に乗車し高崎駅に到着致しました。駅ビルにて昼食後、徒歩で高崎芸術劇場大ホールの式典会場に入りました。会場は、グラントワ大ホールの2倍近い大きな会場でウエルカムコンサートでお出迎えを頂きました。

第一部記念講演は、日本通信(株) 社長で、(大)前橋工業大学理事長 福田尚久氏で演題は「好機到来」でありました。アップル日本法人時代 の経験やこれからの日本の役割、人材の育成等、法人会に相応しい素晴 らしい講演会となりました。

第二部式典では、来賓の祝辞は住澤整国税庁長官、山本一太群馬県知事、高崎市長と行われました。表彰受賞式では会員増強表彰、研修参加率、福利厚生制度推進等が行われ、益田法人会は、会員増強の部で優秀



賞(対前年5社以上)と純増を長期間維持している単位会の表彰を頂きました。改めまして組織委員会をは じめとして、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年度税制改正に関する提言では、税・財政改革のあり方や経済活性化と中小企業対策、地方のあり方等について提言されました。続いて青年部による租税教育活動報告が行われ大会宣言が発表されました。 最後に第40回鹿児島大会のPRが行われ併せて閉会の挨拶があり式典は幕を閉じました。

第三部懇親会では、ホテルメトロポリタン高崎にて開催されました。大きな会場でない為、各局に分かれての開催となりました。広島局の皆様と一緒に参加させて頂き群馬県産の野菜やお肉を十分に堪能致しました。同行頂きました三浦事務局長にお礼を申し上げ報告とさせて頂きます。

益田法人会 会長 森本 恭史













令和6年度 税制改正に関する提言

全法連より「令和6年度税制改正に関する提言」が公表されました。長く続いたコロナ禍から社会経済活動の正常化が進み始めてきたが、1年以上も続くロシアウクライナ侵攻などの影響による物価高騰で経済が依然として厳しい状況にある。

中小企業は経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大な貢献をしていることを踏まえ、中小企業の事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に進めるため、今後急速に進む少子高齢化・人口減少社会において財政健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムの改革などについてまとめた要望となっています。全文につきましては、全法連HPにてご確認下さい。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を!

◆ 益田市・益田市議会へ提言活動する森本会長・大石税制委員長(11月21日(火))





◆ 津和野町長へ提言活動する中谷津和野支部長(11月22日(水))





◆ 吉賀町長へ提言活動する村上吉賀支部長、吉村前吉賀支部長(11月28日(火))





令和6年度税制改正に関する提言(要約)

≪基本的な課題≫

Ⅰ.税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革 を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提 とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具 体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行す るよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を 「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など 大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間 の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すと ともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府 県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め 議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が 必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平 性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すととも に、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求めら

れる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題 は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む 中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策 を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済 の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1, 600 万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目 的を達した

ものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を 拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、 「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について は、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損 金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年 3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定 資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化すると ともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾 力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資 促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることか ら、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措 置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要で ある。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条 件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資 産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例 承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う 必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3 月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間が かかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業 を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期 限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できる よう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前 の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきであ る。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知 に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者へ の影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是 非を含めて見直しが必要である。
- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存 の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは 年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中 小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした 活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技 術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は 自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実 行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。 (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、 「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有 効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス 指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な 水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠する のではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直す ことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し 実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 環境問題への対応
- 3. 租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

- 1. 法人税関係
- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - ③個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の 評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一 元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止 すべきである。

- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

経営コンサルティング

何 OFFICE ONE TO ONE

大 石 大

公認会計士・税理士事務所

📰 令和 5 年度 支部巡回連絡協議会 🎫

吉賀支部

吉賀支部は、10月27日「支部巡回連絡協議会」を吉賀町「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」において開催しました。今年度の支部巡回連絡協議会は、最初に村上吉賀支部長、森本会長の挨拶に続いて来賓を代表して岡嵜益田税務署長の挨拶の後、協議事項に入り①令和5年度 本会事業報告を森本会長が現在までの活動状況について周知しました。次に②令和5年度の支部活動報告を村上吉賀支部長が行い、続いて③会員増強、④法人会福利厚生制度について保険各社から説明を行って頂きました。次に税務研修として益田税務署 竹岡法人課税部門統括官より、国税ダイレクト納付(e-Tax)の促進、インボイス制度の留意事項等の説明を受け税務行政の取組について認識を深め、協議会を終了しました。

続いて「吉賀の地名のおこり」と題して鹿伝説から吉賀を守る会 代表 三浦ちづる氏より講話をして頂きました。講話は、文武天皇(西暦697年から707年)の頃、福岡県に異形をした鹿(悪鹿)が出現、江熊太郎が天皇の命により退治を始め、悪鹿は福岡県から山口県に追撃を逃れて立戸の金五郎岩(現吉賀町)で退治され大明神として祀られた。悪鹿のたたりを恐れ良い鹿、良を「吉」とし鹿を「賀」にあらためて「吉賀(めでたい出来事を祝う意味)」となった由来について拝聴しました。

最後に本会の開催にご協力をして頂いた吉賀支部の皆様、大変ありがとうございました。





津和野支部

津和野支部は、11月24日「支部巡回連絡協議会」を津和野町商工会本所において開催しました。

今年度の支部巡回連絡協議会は、第2回厚生委員会並びに福利厚生制度推進協議会との2部構成(併催)となりました。最初の厚生委員会は、鹿野担当副会長、村木委員長、森本会長の挨拶の後、法人会福利厚生制度推進について保険各社から現状等の説明を受けた後、情報交換を行い現状等について認識しました。次に支部巡回連絡協議会に移行、最初に中谷津和野支部長、森本会長が挨拶し、続いて来賓を代表して岡嵜益田税務署長からの挨拶の後、協議事項に移りました。協議事項は、①令和5年度本会事業報告、次に②令和5年度の支部活動報告を中谷津和野支部長が行い、続いて③会員増強、④法人会福利厚生制度について保険各社から説明を行い、最後に税務研修として益田税務署 竹岡法人課税部門統括官より、国税ダイレクト納付(e-Tax)の促進、インボイス制度の留意事項等の説明を受け税務行政の取組について認識を深め、協議会を終了しました。最後に本会の準備・開催等ご協力をして頂いた津和野支部の皆様、大変ありがとうございました。





津和野支部 社会貢献活動

「殿町~鷺舞広場、稲成町河川公園を清掃」

10月23日、津和野支部は津和野観光協会と協力して秋の行楽シーズン本番を控え、津和野観光のメインストリートである殿町から鷺舞広場、稲成町河川公園の清掃を津和野町商工会観光部会と合同で21事業所45名で行いました。法人会では、地域経済・地域社会の活性化に向け、地域社会に融和できる「目に見える形に残る社会貢献活動」を推進することを基本方針に掲げており、同町内の会員等での地域貢献ができました。以下、今回清掃活動に参加していただいた法人会会員事業所(14社)を紹介します。

昌和道路(株)・石見紙工業(株)・(医)橘生堂・(有)サンデーズ・(有)澄川時計店・(有)石州造林

古橋酒造(株)・(有)山田竹風軒本店・(有)森本石材・(有)山本建設・西中国信用金庫

三浦軽金属工業・(一社) 鹿足建設業協会・津和野町商工会

※ 参加事業者は、支部事務局確認分のみです。





吉賀支部 社会貢献活動 「六日市病院 **外来駐車場を清掃」**

10月25日、吉賀支部は社会貢献活動として、六日市病院外来駐車場周辺の清掃活動を8事業所14名で行いました。当日は、天候にも恵まれ午前9時予定どおり清掃開始、落ち葉拾いを中心に清掃活動を行いました。以下、今回清掃活動に参加していただいた法人会会員事業所(8社)を紹介します。

泉屋産業(株)・片山建設(株)・新光プロパン瓦斯(株)・田原資材(株)・西中国信用金庫 吉賀支店 (有)正木運送・(有)ヤマシロ組・吉賀町商工会





小学生の税に関する「絵はがき」「習字」コンクール表彰式を開催

11月18日、益田駅前ビルEAGA 大ホールにおいて第18回目となる「絵はがき」「習字」コンクール表彰式を開催しました。このコンクールは毎年、益田地区租税推進協議会主催で、益田市や鹿足郡の小学生を対象にして「「税」について考え、身近に感じてほしい。」という思いから、「税」に関する絵はがき・習字の作品を募集しているものです。本コンクールの歴史は長く、今年で絵はがきが25回、習字は30回目の開催となります。今回は「絵はがき」13校から317作品、「習字」21校から222作品の応募があり、その中から「絵はがき」、「習字」の部門別に受賞者を選考しました。選考の結果、「絵はがき」部門から島根県審査会特別賞をはじめとする23名、「習字」部門は特賞・金賞各10名で合わせて20名の受賞者が選ばれました。

表彰式へは、益田市、吉賀町、津和野町から各賞に選考された児童26名(「絵はがき」の部13名、「習字」の部13名)、ご家族及び関係者等66名が出席し、各関係機関・団体の代表者から児童に対して表彰状を贈呈しました。表彰状贈呈終了後、受賞者を代表して益田小学校6年 石村帆乃花さんから「今日は、ありがとうございます。これからも税について関心を深めて行きたい。」と挨拶を頂きました。

表彰式後、益田法人会青年部会、益田税務署職員及びご当地アイドルグループPrecious(プレシャス)さんにもご協力してもらい。出席した児童とご家族が参加して「税に関する〇×クイズ」を行い、税に関する理解を深めて頂きました。最後に本コンクールを通じ、学校や家庭で「税」を考えるきっかけになればと願うとともにご協力を頂いた関係各位に心より感謝申し上げます。

表彰式の様子 • •







小学生の税に関する区租税教育推進協議会











令和5年度 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者名簿

《県コンクール入賞者》

賞名	小学校	学 年	氏	名
島根県審査員会特別賞	柿 木	6 年	田 村 芹	(たむら せり)

《益田地区コンクール入賞者》

賞名	小学校	学 年	氏 名
益田地区租税教育推進協議会 代表幹事賞	益田	6 年	石 村 帆乃花 (いしむら ほのか)
益田税務署管内青色申告会連合会 会長賞	吉 田	6 年	又賀めい(またかめい)
公益社団法人 益田法人会 会長賞	吉田南	6 年	佐々木 さくら (ささき さくら)
益田税務署長賞	益田	6 年	森 琴子 (もり ことこ)
島根県西部県民センター所長賞	高 津	6 年	森 井 元 春 (もりい もとはる)
益田市長賞	吉田	6 年	田 原 壮志朗 (たばら そうしろう)
益田市教育長賞	安 田	6 年	田 原 咲 来 (たばら さく)
津和野町教育長賞	高 津	6 年	齋 木 鈴 音 (さいき りおん)
吉賀町教育長賞	高 津	6 年	稲 倉 ひなみ (いなくら ひなみ)
益田税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長賞	益田	6 年	南 目 藍 (なんもく あい)
益田間税会 会長賞	益田	6 年	永戸笑心(ながと えみ)
中国税理士会益田支部 支部長賞	西益田	6 年	椿 晏 蒔 (つばき あんじ)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	益田	6 年	松本叶心(まつもと かこ)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	吉田	6 年	田中梨乃(たなかりの)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	中 西	6 年	浜田 ひまわり (はまだ ひまわり)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	津和野	6 年	原 田 斐 禾 (はらだ あやか)
公益社団法人 益田法人会津和野支部長賞	津和野	6 年	原 田 結 禾 (はらだ ゆいか)
公益社団法人 益田法人会吉賀支部長賞	蔵木	6 年	澄川夏帆(すみがわ なつほ)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	益田	6 年	矢 冨 那 菜 (やどみ なな)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	益田	6 年	田城結衣(たしろ ゆい)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	高 津	6 年	三 淵 賢 斗 (みぶち けんと)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	吉 田	6 年	島田奏音(しまだかなと)

令和5年度 小学生の「税に関する習字コンクール」受賞者名簿

《特 賞》

小学校	学年	氏	名		
戸田	3 年	椿 蘭丸	(つばき らんまる)		
津和野	3 年	大 中 杏 珠	(おおなか あんず)		
高 津	4 年	坂 田 蒼 空	(さかた そら)		
吉田南	4 年	倉 本 怜 果	(くらもと れいか)		
高 津	5 年	椋 理央奈	(むくのき りおな)		
吉田	5 年	田辺晃生	(たなべ こうせい)		
高 津	6 年	坂 田 紘 都	(さかた ひろと)		
吉田	6 年	倉 本 凰 楽	(くらもと おうら)		
吉田南	6 年	倉 本 朋 果	(くらもと ともか)		
津和野	6 年	原田結禾	(はらだ ゆいか)		

《金 賞》

小学	校	学	年	氏			名	
高	津	3	年	大	賀	統	次	(おおが とうじ)
安	田	3	年	岡	﨑	心	愛	(おかざき ここみ)
西益	田	3	年	藤	本	心刀	沙美	(ふじもと このみ)
青	原	3	年	内	谷	友	珂	(うちたに ともか)
高	津	4	年	坂	田	陸	矩	(さかた りく)
安	田	5	年	青	木		彩	(あおき あや)
益	田	6	年	中	島	碧	希	(なかしま あいき)
西益	田	6	年	椿		晏	蒔	(つばき あんじ)
日	原	6	年	長	嶺	里	音	(ながみね りおん)
日	原	6	年	原	田	桃	椛	(はらだ ももか)



職場・家庭でご利用の

パソコン・周辺機器のトラブル 解決します。お電話ください。

電話番号

-般電話 **0856-31-0370**

パソコンが起動しない・データ復旧など、早く直したい方

お電話で症状を教えて下さい。最適な解決方法をご案内致します。

デジタルサポートセンッ データデスク社 コロロ 米田市高津8-1-

〒698-0041 島根県益田市高津8-1-24

COMPANY

安野産業株式会社

本 社 益田市高津7丁目6番10号 TEL 2 2 - 2 2 5 5木材事業本部 益田市高津7丁目2番8号 TEL 2 2 - 1 3 1 3 商事事業本部 益田市高津7丁目6番10号

TEL 2 2 - 7 3 7 7

〔支店〕広島·福岡 〔営業所〕浜田·大田